

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福岡県及び飯塚市

2 構造改革特別区域の名称

飯塚アジアIT特区

3 構造改革特別区域の範囲

飯塚市の全域

4 構造改革特別区域の特性

飯塚市は、IT分野における大学、研究機関、産業支援機関、企業等の集積を生かして、IT産業の拠点化を図るe-ZUKAトライバレー構想を産学官一体となって推進する等IT産業の振興に取り組んでいる。

また、九州工業大学が中国や韓国等の大学と当該分野での共同研究を積極的に展開するとともに、地元IT企業とアジア企業との業務提携等も活発化するなど、アジアとの連携が強化されてきている。

このような中、九州工業大学情報工学部の卒業生や留学生等による起業活動が活発に行われるなどIT関連産業の集積が進んできており、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の活用や外国企業の進出、産学連携の推進等の規制の特例を適用することにより、アジアビジネス拠点の一翼を担うIT関連内外企業の集積を加速することが可能な区域である。

(1) 情報関連(IT)産業を中心とする新産業創出に適した環境

飯塚市は、九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部（平成16年4月1日から改組。それまでの間、近畿大学九州工学部。以下同じ。）等の大学、福岡県立飯塚研究開発センター、㈱福岡ソフトウェアセンターといった産業技術支援機関及び地元関係企業等、産学官連携による情報産業都市づくりを目指している。また、松下電器産業㈱マルチメディア開発センター、ヘンケル先端技術リサーチセンター（近畿大学分子工学研究所）、スタンフォード大学言語情報センター飯塚ブランチが開設される等、世界のトップレベルの研究者による新産業創出に向けた研究開発が実施されている。

なお、飯塚市は、人口比で県内一の理工系学生及び研究者（約5000人、人口比約4%）を誇っている。

(2) 両政令指定都市との連携

飯塚市は福岡県のほぼ中央に位置し、県土軸の交差する要衝地である。また、福岡、北九州両政令指定都市と近接していることから、福岡・北九州両地域と連携して、アジアにおけるシステムLSI設計開発拠点化をめざすシリコンシーベルト福岡プロジェクトを産学官一体となって推進している。

(3) 創業しやすい街

飯塚市においては近年、大学在学中あるいは卒業後ベンチャー企業を設立する動きが活発化してきており、平成22年11月現在、飯塚市には、九州工業大学卒業生（アジアを中心とした外国人留学生によるものを含む）等によるベンチャー企業50社が設立されている。

(4) e-ZUKAトライバレー構想

（「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業のその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」参照）

平成15年4月に開業したインキュベーション施設であるe-ZUKAトライバレーセンターを核（ハード施設）として、情報関連企業などの新産業の創出を図るe-ZUKAトライバレー構想に産学官一体となって取り組んでいる。

(5) アジアとの連携

九州工業大学においては、経済産業省・九州経済産業局が推進している環黄海地域との国際交流（環黄海経済・技術交流会議）の一環として、韓国の大学との研究交流協定により、脳型ロボット用ITに関する共同研究を実施しているのはじめ、中国の4大学、韓国の4大学等と学術交流協定による共同研究等を行うなど、アジアとの研究交流を積極的に実施している。

また、産業界においても、地元IT関連中堅企業と中国のソフト開発関連企業等との業務提携等が活発化するとともに、地元ベンチャー企業が、平成14年6月からアジアを対象とする国際電子商取引市場である「e-アジアマーケットプレイス」のサイト運営を行う等、アジア諸国との連携が強化されてきている。

本地域は、以上のような地域特性を有しており、この特性を生かす規制の特例を実施することにより、産学官連携による新産業の創出が推進され、IT分野におけるアジアのビジネス拠点として地域経済の活性化を図ることが可能な地域である。

5 構造改革特別区域計画の意義

飯塚アジアIT特区は、IT分野における大学、産業技術支援機関、民間の研究機関等の高度な集積を有し、アジアとの連携を強化しつつある本地域の特性を最大限に生かして、アジアにおける情報関連産業の一大拠点を形成することを目的としている。

本計画は地域の発想と主体性の発揮により情報関連産業の振興を図るため、民間の I D C 機能を併せ持つ中核インキュベーション施設である e-ZUKA トライバレーセンターの整備や J A V A 関連技術を核とする人材育成、研究開発プロジェクト等の推進にあたり、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の活用、外国企業の進出等の分野の規制の特例を活用することにより産学連携を推進し、地域の活性化を図るものである。また、規制の特例の導入による I T 産業振興モデルを示すことにより、わが国の構造改革の推進に寄与するものと考えている。

なお、本計画の推進にあたっては、アジアビジネスの拠点を目指す福岡アジアビジネス特区との連携を図っていくこととする。

6 構造改革特別区域計画の目標

本地域は、九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部等の理工系大学、福岡県立飯塚研究開発センター、(株)福岡ソフトウェアセンター（第 3 セクター）等の産業技術支援機関、松下電器産業(株)マルチメディア開発センター、ヘンケル先端技術リサーチセンター（近畿大学分子工学研究所）、スタンフォード大学言語情報センター飯塚ブランチ等の民間の研究機関等の高度な集積を最大限に生かして、情報関連を中心とした新産業を創出するための様々なプロジェクトに取り組んでいる。

更に、本地域においては、外国人ベンチャー等に対して地元の支援者（エンジェル）が住居、生活面等に関して強力な支援活動を実施するとともに、中国に知見の深い元大手スーパーチェーン店の経営者が本地域でベンチャー育成、支援を行うとともに、中国での人的ネットワークを生かし、中国企業と地元企業との連携も推進しているところである。また、市独自にインキュベーション施設入居者に対する家賃補助制度や研究開発等に関する補助金制度による支援を強力に行うとともに、産業支援機関による高度情報処理技術者の養成や起業家育成に向けた人材事業を実施する等、日本一創業しやすい街を目指して街づくりを進めている。

一方、九州工業大学の中国、韓国の大学との学術交流協定に基づく共同研究や地元 I T 関連企業と中国企業との業務提携、地元ベンチャー企業のアジア向け国際電子商取引サイトの開設等、アジアとの連携強化に向けた積極的な動きが出てきている。

このような地域特性を生かして、本計画は、e-ZUKA トライバレー構想等の戦略的プロジェクトを加速するために、外国企業の進出促進に係る規制の特例を導入するとともに、福岡地域の九州大学等の I T 分野の能力を活用するなど「福岡アジアビジネス特区」を推進する福岡市とも緊密な連携を図ることにより、情報（I T）関連産業振興の先進的モデル地域として、アジアにおける情報関連産業拠点の形成を目指すものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

飯塚アジア I T 特区においては、近年アジア出身の外国人ベンチャー企業や大学発ベンチャー企業を多数輩出している。今後、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」、「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」の特定事業及び関連事業を推進して、ベンチャー企業創出及び情報処理技術者の育成・集積を加速することにより、次の経済的、社会的効果が生じる。(以下、平成 24 年度の目標指標)

新たなベンチャー企業の集積数	3 社/年
ベンチャー企業及び誘致企業の従業員数	1 5 0 0 人
ベンチャー企業の売上高	5 0 億円

(内訳：ベンチャー集積数については、年間 3 社の起業が 5 年間続くことにより
1 5 社を見込む)

8 特定事業の名称

- 「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」(5 0 4)
- 「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」(5 1 2)

9 構造改革特別区域において実施し又その実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) e-ZUKA トライバレー構想の推進

新産業の創出に向けて、既存の研究開発関連施設及びインキュベーション施設である e-ZUKA トライバレーセンター等のハード施設を活用しながら、産学官連携、ベンチャー支援、企業誘致・案件創出(仕事の創出)及び人材育成の 4 つの柱に基づき、各種ソフト事業を実施し、情報関連を中心とした産業のクラスター(集積)を図っていくとするもの。(以下、具体的プロジェクト等を例示)

① e-ZUKA トライバレーセンターの整備

新産業を創出するためのインキュベートルーム(19室)、ミーティングルーム(5室)、コンサルティングルーム(1室)、研修室(2室)及び民間の IDC 施設等から構成されており、ベンチャー企業やその予備軍を支援する施設。また、同センターは IT 仕様とし、光ファイバーを敷設している。

なお、同センターは平成 15 年 4 月 1 日に開業した。

② 各種ソフト事業

・産学官連携事業

九州工業大学のコーディネーター(シーズ中心)と産業技術支援機関である財団法人飯塚研究開発機構のコーディネーター(ニーズ中心)の連携を強化し、新産業の創出(マッチング)を推進するための定期会議の開催、九州工業大学設備の民間

開放 等

・ベンチャー支援

アドバイザー等の採用によるインキュベート機能の充実（15年度から実施）等

・人材育成

サンマイクロ・システムズ社認定のJ A V A研修の実施（14年度から）、
初級システムアドミニストレータ講座及び基本情報技術者講座（基本コース・経験者コース）の開設（平成18年度から） 等

・企業誘致・案件創出（仕事の創出）

ベンチャー企業の首都圏での事業活動拠点の確保 等

(2)九州工業大学インキュベーション施設の整備(トライバレーセンターと連携)

ハッチェリー機能（起業家育成機能）を併せ持つインキュベーション施設を九州工業大学情報工学部敷地内に整備（平成16年4月開設）。

(3)ITビジネスモデル地区構想の推進(平成15年4月4日 総務省から地区指定済)

I Tビジネスにとっての魅力的な環境を先行的に実施することにより、I Tビジネスの集積を図り、I Tビジネスの地域展開モデルの構築及びそれによる地域の活性化を図るため、福岡県及び福岡市と共同で平成15年度から各関連事業を実施。

具体的には、(株)福岡ソフトウェアセンター（第3セクター）の人材育成研修事業及び(株)麻生情報システムの高齢者、福祉対策のアプリケーションの開発を平成15年度から平成17年度にかけて実施。

(4)シリコンシーベルト福岡(システムLSI設計開発拠点化)

福岡県に集積するシステムL S I設計開発の知的集積、産業集積を核にアジア地域の中核となる設計開発拠点を目指す構想。具体的な事業としては、人材育成、研究開発・ベンチャー支援、システムL S I関係者やユーザーの交流、連携促進等を実施している。

(5)フクオカベンチャーマーケット

ベンチャー企業と投資家等（証券会社、ベンチャーキャピタル、銀行、公認会計士グループ、ベンチャー支援グループ、商社、メーカー）とのマッチングの場として「フクオカベンチャーマーケット（F V M）」を設置し、ベンチャー企業が民民ベースで資金や技術、販路等を調達できるシステムの整備をする。

【実績・成果】

○毎月10～20社がプレゼン

○平成22年9月までに131回開催、延べ1,803社がプレゼン。

内訳：県内企業1,040社、県外企業698社、海外企業65社

（韓国42社、中国11社、インド7社、マレーシア2社、
シンガポール1社、米国1社、イスラエル1社）

○平成22年9月までのプレゼン企業1,795社のうち、

- ・商談に至った企業 1, 232社 (68.6%)
- ・商談が成立した企業 317社 (17.7%)

(6) 地域ファンドの創設

地域の機関投資家の参加を募り、地域ぐるみでのベンチャー育成の土壌を作り上げるにより、地元ベンチャー・中小企業への安定的資金供給を目的として、地域に密着した直接金融制度を創設するもので、早期の設立を目指している。投資案件は福岡ベンチャーマーケット等のネットワークを活用して発掘していく。

投資スタッフは、ベンチャー企業の経営に対して日常的に適切なアドバイス（資本政策、経営戦略、人材確保、販路拡大、株式公開など）を行うことにより、投資対象ベンチャーに対する積極的サポート体制を確保する。

(7) その他

① 地方税の特例措置

特区内の特定の事業・業種に対し、法人事業税、不動産取得税等の減免措置を検討する。

② 特区推進体制等の整備

本計画の実施にあたり、産学官連携を図りながら、特定事業及び関連事業の実施、広報、新規の規制緩和等に関する意見・情報交換を行うことを目的として、行政、大学、経済団体、産業支援機関等で構成する「飯塚アジアIT特区推進協議会」を平成15年7月18日に組織した。

また、福岡県福岡市の「福岡アジアビジネス特区」及び福岡県久留米市の「久留米アジアバイオ特区」と相互に連携し、相乗効果を発揮するために、「福岡県アジアビジネス特区推進連絡協議会」を平成15年8月8日に設立した。

これらの推進体制の整備により、特区計画の実効性の確保と目標達成のため万全の取り組みを行う。

別 紙

1 特定事業の名称

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

当該特区内における「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当する、当該特区内に支店等を開設又は勤務しようとする外国人

3 当該規制の特例措置に適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

4 特定事業の内容

(1) 当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人等に係る在留資格認定証明書交付申請等につき、審査を担当する地方入国管理局において、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別する優先的な処理。

(地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業)

機関名	施設名（所在地）	施設の概要	外国人の活動
福岡県及び飯塚市が行う地方公共団体の助成による外国企業支店等開設促進事業において福岡県及び飯塚市が助成の対象として指定し又は転貸する施設を事業所として使用する機関（当該施設の所在地と同一）	九州工業大学 インキュベーション 施設 （飯塚市川津 680-1）	・ インキュベーションルーム 8 室 （33～84 m ² ） ・ プロジェクト研究室 2 室 （63 m ² ）	左記機関において行う支店等開設準備に係る活動であって、「企業内転勤」の在留資格に係る活動
福岡県及び飯塚市が行う地方公共団体の助成による外国企業支店等開設促進事業において福岡県及び飯塚市が助成の対象として指定し又は転貸する施設を事業所として使用する機関（当該施設の所在地と同一）	福岡ソフトウェアセンター （飯塚市幸袋 526-1）	・ 実践指導室 19 室 （46.53～100.03 m ² ）	左記機関において行う支店等開設準備に係る活動であって、「企業内転勤」の在留資格に係る活動

福岡県及び飯塚市が行う地方公共団体の助成による外国企業支店等開設促進事業において福岡県及び飯塚市が助成の対象として指定し又は転貸する施設を事業所として使用する機関（当該施設の所在地と同一）	I.B.Court（アイビーコート） （飯塚市幸袋560-2）	・ オフィス 13 室 （24.18～59.52 m ² ）	左記機関において行う支店等開設準備に係る活動であって、「企業内転勤」の在留資格に係る活動
--	------------------------------------	--	--

（2）事業が行われる区域

「構造改革特別区域計画」「3 構造改革特別区域の範囲」に同じ

5 当該規制の特例措置の内容

飯塚市は、九州工業大学情報工学部を中心とする卒業生（アジアを中心とした外国人留学生によるものを含む）などによる起業活動が活発に行われているなど、IT産業を中心とした新産業創出に非常に適した環境にあり、トップレベルの外国人研究者による新産業創出並びに産業集積関連の研究開発がなされることにより、九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部及び情報処理関連ベンチャー企業における研究等の活発化、産学連携の促進による地域経済の活性化が期待される。

別 紙

1 特定事業の名称

地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（512）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

飯塚アジア I T 特区内における「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当する、当該特区内に支店等を開設又は勤務しようとする外国人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定後直ちに

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

飯塚アジア I T 特区内における「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当する、当該特区内に支店等を開設又は勤務しようとする外国人

(2) 事業が行われる区域

飯塚市の全域

(3) 事業の開始時期

特区計画認定の日から

(4) 事業により実現される行為

飯塚市では、e-ZUKA トライバレー構想を掲げ、I T 関連産業を中心とした新産業の創出をはじめ、アジア等との連携を視野に入れた産業クラスター化を推進しているところであり、飯塚市が助成の対象とするインキュベーション施設（下記（5）参照）において外国企業の受入れ施設として提供しており、外国企業がこれらの施設に進出の意向を示し、支店等の開設準備を行う場合に、その準備を行う外国人に対し、本邦における事業所としての拠点確保が確実であるとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、当該在留資格を付与することにより、外国企業が進出しやすい環境が整備される。

(5) 特定した施設の提供主体に関する情報

① 名 称：九州工業大学 インキュベーション施設

特例措置の適用を希望する部分：インキュベーションルーム 計 8 室（8 区画）

※【1階フロア「3室（3区画）…101、102、

105号室」、2階フロア「5室（5区画）…201、202、203、204、205号室】

:プロジェクト研究室 計2室（2区画）

※【2階フロア「2室（2区画）…206、207号室】

所在地：〒820-8502 飯塚市川津 680-4

所有者：国立大学法人 九州工業大学

対象者：◆本学での研究成果をもとに本学教員が積極的に関わって創業されたベンチャー企業 ◆本学教員と共同研究を行う既存の研究開発型中小企業 ◆本学教員の研究成果を移転され継続的に教員からの技術的支援を必要とする既存の研究開発型中小企業 等

②名称：福岡ソフトウェアセンター

特例措置の適用を希望する部分：実践指導室 計19室（19区画）

※【2階フロア「10室（10区画）…201、202、203、204、205、206、207、208、209、210号室」、3階フロア「9室（9区画）…301、302、303、304、305、306、307、308、309号室】

所在地：〒820-0066 飯塚市幸袋 526-1

所有者：株式会社 福岡ソフトウェアセンター【第3セクター】

<出資比率>・国 38.20% ・県 14.33%
・市 14.33% ・民間 33.14%

対象者：◆ソフトウェア企業及びソフトウェア関連企業 ◆ソフトウェアの研究・開発を行う企業及び団体、コンピュータのユーザー企業 ◆本センター事業への協力企業及び団体

③名称：I.B.Court（アイビーコート）

特例措置の適用を希望する部分：オフィス 計13室（13区画）

※【2階フロア「13室（13区画）…201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213号室】

所在地：〒820-0066 飯塚市幸袋 560-2

所有者：有限会社 エースコーポレーション

対象者：◆IT関連を中心とした中小ベンチャー企業 等

(6)特定した施設の入居者に対する助成等に関する情報

上記（5）①～③の施設については、飯塚市が助成等の支援を行うインキュベーション

ョン施設と認定し、当該施設に入居するベンチャー企業等については、飯塚市において以下の助成事業等を実施し、外国企業の進出を促進するための支援体制を整備している。

①飯塚市研究開発室使用料等助成

- ・目的：独創的な技術等をもって新しい事業展開を図ろうとする方に、上記（５）①～③の施設等研究開発室の使用料等を助成し、新産業の創出を推進し、地域産業の振興を図る。
- ・対象者：◆独創的な技術をもって起業する方 ◆新技術・新製品の開発又は新分野への進出に取り組む研究開発型の中小企業者で創業５年以内の方
- ・助成額：使用料の２分の１以内（５万円／月 限度）
入居時敷金の２分の１以内（５０万円 限度）
- ・助成期間：２年間
- ・提出資料：助成申請書、会社概要、入居契約書等の写し、市税納税証明書、登記事項証明書(法人の場合)など

※詳細については別添資料（「飯塚市研究開発室使用料等助成要綱」及びその他）を参照。

②経営コンサルタント及び専門家アドバイザー派遣事業

◆経営コンサルタント派遣事業

インキュベーション・マネージャーが相談窓口となり、下記の内容に関する支援を行うもの。

- ・創業支援 ・経営戦略構築支援 ・資金調達、企業提携に関する指導・支援 ・マーケティング指導 ・顧客ニーズ調査支援 ・投資家、事業パートナーとのマッチング ・その他経営全般

※詳細については別添資料を参照。

◆専門家アドバイザー派遣事業

インキュベーション・マネージャーと連携し、下記の専門家による特許、財務、会社設立手続き、入国手続き等の専門的なアドバイスを行うもの。

- ・社会保険労務士 ・税理士 ・行政書士

※今後、司法書士、弁護士、弁理士等をアドバイザーとして順次確保する予定。

※詳細については別添資料を参照。

(7)事業が開始されなかった場合の措置

事業が開始されなかった場合には、その状況を調査のうえ、入国管理局から指定された官署にその旨の報告書を提出するとともに、入国管理局と連携のうえ、当該外国企業に対し、帰国等に必要な協力を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

規制の特例措置に該当することを判断した根拠

- (1)外国企業(地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。)が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区内においてその事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。

飯塚市では、e-ZUKAトライバレー構想を掲げ、産学官連携のもと新産業創出ビジョンを策定し“日本一創業しやすいまちづくり”を推進しているところであるが、これに応じて中国IT系ベンチャー企業である上海筑豊信息技术有限公司(本市にある九州工業大学情報工学部の中国人留学生が、帰国後、上海市にて起業)が、平成18年5月に飯塚市所有のインキュベーション施設「e-ZUKA トライバレーセンター」に進出し、市内外のパートナー企業等と連携し、具体的な事業を展開しているところである。上海筑豊信息技术有限公司は、上海市を中心とする中国IT関連企業約60社が属している“3WIN-CLUB”の役員をしており、平成18年度には当団体から12社を飯塚市に招へいし、飯塚市の投資環境の説明や地域産学官関係団体との交流を図ったところ、参加企業は飯塚市に大いに関心を示し、今後ますますの交流を深めていくこととなり、こうしたネットワークを通じて、飯塚市への誘致活動の強化を図っていくとともに、相互の産業交流を濃密なものとしていきたいと考えている。

このような状況の中、飯塚市では、4(5)に記載したインキュベーション施設については、4(6)に記載のとおり入居企業への研究開発室使用料等助成やインキュベーション・マネージャーを中心とした専門家アドバイザー派遣による会社設立などの法的手続きや経営戦略、財務・マーケティング、入国手続き等に関するサポートを行っており、福岡県においても海外企業進出に係る会社設立登記費用の一部を支援するなど、外国企業の進出を促進するための支援体制を整備している。

以上のことから、外国企業が事業の用に供するための施設を提供するための必要な措置を講じている。

【要件】

- ①賃貸借が可能である施設が存在していること(ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。)

- ・九州工業大学インキュベーション施設は、インキュベーションルーム8室(プレインキュベーションルーム含む)・プロジェクト研究室2室を備え、現在インキュベーションルーム5室が空室。
- ・福岡ソフトウェアセンターは、実践指導室19室を備え、4室が空室。
- ・I.B.Court(アイビーコート)は、13室のオフィスを備え、4室が空室。

上記各施設について、賃貸借が可能である施設として指定する。

- ②地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合に、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した契約書等を地方公共団体に提出させること。

各施設においては、助成の対象とした時点で、特定施設の賃貸借について意思確認ができており、別添のとおり誓約書も提出させている。外国法人からの誓約書については、特定でき次第提出させる。また、外国法人からの誓約書の代わりに「規制の特例措置を受ける主体の特定の状況」を添付する。

- ③本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設を斡旋する等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。

外国企業が当該各施設と賃貸借契約を行った場合は、飯塚市に契約書の写しを提出させ、飯塚市から入国管理局に指定された官署に提出する。

なお、当該施設を使用することができなくなった場合における措置については、509事業で指定していた飯塚市が所有するe-ZUKA トライバレーセンター（飯塚市新産業創出支援センター：インキュベーションルーム10室が空室）及び福岡県が所有する飯塚研究開発センター（研究開発室11室が空室）を斡旋することとする。

- ④本邦に入国後、3か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方入国管理局に報告を行うこと。

当該各施設と連携を図り、適宜状況を調査の上、指定された期日までに入国管理局から指定された官署に報告書を提出する。

- ⑤当該期間内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方入国管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方入国管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力を行うこと。

当該外国企業が、所定期間内に事業を開始しない場合には、その状況を調査のうえ、入国管理局から指定された官署にその旨の報告書を提出するとともに、入国管理局と連携のうえ、当該外国企業に対し、帰国等に必要な協力を行う。

- (2)当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。

飯塚市は、石炭産業斜陽化後の長い低迷の時期を経験する中で、新産業創出に向けた取り組みの一環として、九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部、福岡県

立飯塚研究開発センター、㈱福岡ソフトウェアセンター、松下電器産業㈱マルチメディア開発センター、近畿大学分子工学研究所ヘンケル先端技術リサーチセンター、米国スタンフォード大学言語情報研究センター飯塚分室、民間のインキュベーション施設である I.B.Court（アイビーコート）、飯塚市のインキュベーション施設である e-ZUKA トライバレーセンターなど、新産業創出の核となる学術・研究機関や産業支援機関等のインフラ整備を推進してきた。

また、その結果として、市の人口約13万5千人に対して、理工系の学生及び研究者が約5千人を数え、理工系人材の集積が進むとともに、e-ZUKA トライバレー構想のもと、ベンチャー支援、人材育成、産学連携等を積極的に推進してきた結果、新たに飯塚市で起業するベンチャーが年々増加し、平成22年11月現在では、50社のベンチャー（うちIT系は30社）が起業している。そうした中、九州工業大学発ベンチャー企業創出数は45社と、全国でも上位（第10位）にある。また、飯塚市では、日本人だけではなく、海外からの留学生もベンチャーを立ち上げている。例えば、(1)の中国をはじめ、マレーシア、インドネシア、ベトナムからの留学生は、それぞれ大学院卒業後に飯塚市で起業し、また、チュニジアからの留学生は大学院生時にベンチャーを起業し、卒業後も外国人研究者として特区制度を活用し、5年間の在留資格を得て、ベンチャー企業家として事業活動を行っている。更に、スリランカの留学生が卒業後ベンチャー企業を立ち上げており、飯塚市では多くの留学生が起業し、飯塚市を拠点にビジネスを展開している。

これら飯塚市の新産業創出に向けたハード・ソフト両面のインフラ整備は、外国企業からも注目されており、特に、米国、英国、中国の企業からは、飯塚市を日本やアジアとのビジネス拠点、あるいは進出拠点の一つとして検討に値するとの話が聞かれるなど、存在をアピールしている。具体的には、飯塚市は、米国スタンフォード大学 CSLI と提携し、毎年シリコンバレーに経済ミッションや次世代を担う高校生を派遣しているなどの実績を持っている。また、英国サリー州ギルフォード市にも経済ミッション等を派遣するなど、海外との経済交流も活発に行っており、平成22年度においてもベトナムハノイ市への経済ミッション派遣を計画している。そうした状況の中、米国企業や英国企業から、飯塚市は日本やアジアにおけるビジネス拠点になり得るとの話が出ており、(1)で記載したとおり、九州工業大学情報工学部の中国人留学生が、卒業後、上海市でIT系ベンチャー企業を起業し、平成18年5月、日本におけるビジネス拠点として本市に進出したところである。

これらの現状から、飯塚市に投資活動を行う外国企業が相当程度集積する可能性は、極めて高い。

(3) 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。

飯塚市は、新産業創出に向けた取り組みの一環として、地元九州工業大学情報工学

部や近畿大学産業理工学部等の「知の資産」を核としたIT産業の集積（クラスター化）を推進しており、その実現に向けてe-ZUKAトライバレー構想のもと、ベンチャー支援や人材育成、産学連携等を積極的に展開している。その成果として、飯塚市で起業するIT系ベンチャーの数が年々増加し、平成22年11月現在、その数は50社にのぼるなど、飯塚市におけるIT産業の集積が徐々に進んできている。

一方、この飯塚市の目指す「IT産業の集積」という点で、世界的に成功している地域としては、米国のシリコンバレーや英国のテムズ・バレー、中国の中関村や上海市等が挙げられるが、飯塚市は、これらのいずれの国・地域とも交流があるため、今後、これらの国・地域から、技術力の高いIT系の企業が飯塚市に進出する可能性は高く、それら外国企業が飯塚市に集積した場合、飯塚市には、既にIT産業集積のためのハード・ソフト両面のインフラ整備がなされていること、また、IT系のベンチャーが多数存在し、今後とも、飯塚市でIT系ベンチャーが増加することが見込めることなどから、飯塚市におけるビジネス環境は整備されており、IT産業が発展することは明らかである。